

④ フランチャイズチェーンの加盟一時金

Q : 私はこのたび居酒屋を開業しました。経営のノウハウに乏しいことから、居酒屋チェーン店とフランチャイズ契約を結び、加盟金を100万円支払いました。

契約期間は10年間で、支払った加盟金は契約期間が満了しても返還されることはありません。このチェーン店加盟金は、必要経費になるのでしょうか。

A : ご質問のチェーン店加盟一時金は、繰延資産として5年間で償却するのが適当だと思います。

【解説】

フランチャイズシステムの加盟店になれば、本部からさまざまな経営上のノウハウを受けられる、材料の一括仕入れにより経費削減が見込まれる、本部が加盟店の広告宣伝を行ってくれるなど、さまざまなメリットが受けられるようです。

このようなメリットを受ける対価として、加盟店は本部に対し加盟一時金を支払うわけですが、この加盟一時金は、さまざまな役務（サービス）を受けるための権利金等と考えられ、その契約期間が1年以上であることから、繰延資産として処理することが相当と思われれます。

ところで、繰延資産の償却期間は、その支出の効果が及ぶ期間とされていますが、加盟一時金と性質の類似するノウハウ設定契約に係る一時金の償却期間が5年とされていることから、加盟一時金もこれに準ずるものとして5年で償却するのが適当と考えられます。

